

29 石 特 第 9 号
平成 29 年 4 月 1 日
東京都立石神井特別支援学校
(校長決定)

東京都立石神井特別支援学校いじめ対策委員会設置要綱

第 1 (名称)

この委員会の名称を「東京都立石神井特別支援学校いじめ対策委員会」(以下「委員会」)とする。

第 2 (目的)

本校における「学校いじめ」対策に関する事項について検討し、学校いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応等や被害の軽減並びに安全の確保を目的とし、全校の取り組み状況を把握し、マネジメントする。

第 3 (所掌事項)

委員会は、次の事項を所掌する。

- 1 学校いじめの発生防止に係る調査・研究等に関すること及びその啓発。
- 2 学校いじめを発見・発覚した際の情報の収集と対策の整理及び外部への発信。
- 3 速やかな対応策の検討・実施(加害者側への組織的な観察と指導・被害者側及びその保護者へのケア)。
- 4 外部機関との連携や情報共有及び取り組み状況の発信。

第 4 (組織)

- 1 委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、校長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副校長をもって充てる。
- 4 委員は、副校長・経営企画室長・小学部主任・中学部主任・教務主幹・生活指導担当主幹・生活指導部主任のほか、委員長が必要と認めるものによって構成する。
- 5 外部委員は、学校運営連絡協議会委員(地域行政関係機関・福祉行政関係機関・就労関係機関)等より、委員長が必要と認めるものによって構成する。

第 5 (任期)

委員の任期は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第6（委員会の開催）

- 1 委員長は、必要と認める事項がある時に委員会を招集し、主宰する。
- 2 委員長が不在の時は、副委員長がその職を代行する。
- 3 委員の3分の1以上の請求がある時は、委員長は委員会を招集する。

第7（意見等の聴取）

委員会において必要があると認められる時は、委員長は関係職員及び関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

第8（庶務）

委員会の庶務は、生活指導部主任及び経営企画室が処理する。

第9（その他）

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

（附則）

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。